

■ 建築物特定施設 (政令第6条関係)

政 令

第六条 法第二条第二十号の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。

- 一 出入口
- 二 廊下その他これに類するもの(以下「廊下等」という。)
- 三 階段(その踊場を含む。以下同じ。)
- 四 傾斜路(その踊場を含む。以下同じ。)
- 五 エレベーターその他の昇降機
- 六 便所
- 七 劇場、観覧場、映画館若しくは演芸場又は集会場若しくは公会堂(第十五条において「劇場等」という。)の客席
- 八 ホテル又は旅館の客室
- 九 敷地内の通路
- 十 駐車場
- 十一 その他国土交通省令で定める施設

[解説]

○本条に規定される建築物特定施設の構造及び配置に関する基準として、建築物移動等円滑化基準が定められている(条例における基準も同様)。

○建築物特定施設であっても、基準の適用を受けるか否かについては、次のとおり、特別特定建築物とそれ以外の特定建築物では異なるので、注意が必要である。

①「不特定多数の者又は主として高齢者、障がい者等が利用する施設」における適用範囲不特定多数の者又は主として高齢者、障がい者等が利用する建築物特定施設の部分に適用される。従って、スーパーマーケットにおける倉庫に至る荷物用エレベーターや従業員用の階段、便所など従業員のみが使用する施設には適用されない。

②「特定された多数の者が利用する施設」における適用範囲施設の利用者等が利用する建築物特定施設の部分に適用される。

○なお、常時閉鎖の屋外避難階段など通常、一般公衆の通行の用に供される見込みのない階段などについては、どちらも適用されない。(常時開放式の防火設備が設けられるものは屋外階段でも対象となる。法逐条解説質疑応答より)

参考例（用途別の適用範囲）

用途	適用範囲
学校	生徒・保護者等が利用する部分
物販店	客が利用する部分
官公署	市民等多数の者が利用する部分
劇場	客が利用する部分
老人ホーム	入居者（高齢者）が利用する部分
共同住宅	共用部分

【参考】建築物特定施設の構造及び配置に関する基準

(建築物特定施設)	建築物移動等円滑化基準		条例で建築物移動等円滑化基準に付加する事項	
	政令第11条～18条 (一般基準)	政令第19条 (移動等円滑化経路)	条例第14条～23条 (一般基準)	条例第24条 (移動等円滑化経路)
出入口		第2項第2号		
廊下等	第11条	第2項第3号	第14条	第1項第1号
階段	第12条		第15条	
傾斜路	第13条	第2項第4号	第16条	
エレベーターその他の昇降機		第2項第5号 第2項第6号	第17条 (エスカレーター)	第1項第2号
便所	第14条		第18条	
劇場等の客席	第15条			
ホテル又は旅館の客室	第16条		第19条 第20条 第21条	
敷地内の通路	第17条	第2項第7号	第22条	第1項第3号
駐車場	第18条			
その他国土交通省令で定める施設（浴室等）			第23条	

【参考】その他義務化された項目

(建築物特定施設)	建築物移動等円滑化基準	条例で建築物移動等円滑化基準に付加する事項
標識	政令第20条	
案内設備	政令第21条	条例第25条
案内設備までの経路	政令第22条	条例第26条

一般基準（P 23～P 77、P 109～P 112 参照）

- 特別特定建築物については、不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する全ての施設（廊下・階段・傾斜路・便所・客室・駐車場・案内設備等）に対して、一般基準への適合義務が発生する。
- 条例で追加する特定建築物についても、多数の者が利用する施設に対し、一般基準への適合義務が発生する。

移動等円滑化経路（P 78～P 108 参照）

- 移動等円滑化経路とは、高齢者、障がい者等が円滑に利用できる経路のことであり、「各利用居室と道等」「利用居室と車椅子使用者用便房」「利用居室と車椅子使用者用駐車施設」の間の経路のうち、それぞれ一以上を移動等円滑化経路にしなければならない（利用居室が政令第 15 条の劇場等の客席である場合にあつては、車椅子使用者用経路を含む。）。

（図 2 の実線部分の経路）。

- 基準適合義務が発生する建築物のうち、床面積の合計が 500 m²以上の建築物については、移動等円滑化経路上に上下階の移動が伴うものに、傾斜路又はエレベーター等の設置が必要となる（条例第 24 条第 2 項）。
- 基準適合義務が発生する建築物のうち、「利用居室と車椅子使用者用便房」及び「利用居室と車椅子使用者用駐車施設」は床面積の合計が 500 m²未満かつ垂直移動が 1 層以上の建築物については、傾斜路又はエレベーター等の設置が必要となる（条例第 24 条第 4 項）。
- また、基準適合義務が発生する建築物のうち、「各利用居室と道等」は床面積の合計が 500 m²未満かつ垂直移動が 2 層以上の建築物については、傾斜路又はエレベーター等の設置が必要となる（政令第 26 条）。

視覚障害者移動等円滑化経路（P 113～P 116 参照）

- 視覚障害者移動等円滑化経路とは、視覚障がい者が円滑に利用できる経路のことであり、道等から案内設備又は案内所までの経路のうち、一以上を視覚障害者移動等円滑化経路にしなければならない（図 2 の点線部分の経路）。

【図 2：移動等円滑化経路・視覚障害者移動等円滑化経路のイメージ】

